

3 教保第 1 1 0 8 号  
令和 4 年 2 月 1 7 日

各教育事務所長・支所長  
各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会事務局長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の判断基準の変更について（通知）

県立学校の臨時休業の判断基準については、令和 4 年 2 月 3 日付け 3 教保第 1068 号「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の判断基準の変更について」で通知したところですが、学校教育活動の継続、児童生徒の居場所の確保、保護者負担の軽減等を考慮し、下記のとおり基準を変更して対応することとします。

また、教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に参考として周知してください。

記

## 1 期間

愛知県緊急事態措置等の状況下（※）で保健所の業務が逼迫している期間。全体的に通常の対応に戻る際には、改めて通知をする。

※「愛知県まん延防止等重点措置」など、感染者が多く、緊急的な対応が必要な状況を含む。

## 2 対応

臨時休業の判断を、別紙の基準（令和 4 年 2 月 1 7 日変更）に基づき愛知県教育委員会が行う。

担 当 保健体育課  
振興・保健グループ（伊藤）  
電 話 052-954-6793（ダイヤルイン）  
電子メール hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp

愛知県教育委員会  
R3.9.2  
(R4.2.3変更)  
(R4.2.17変更)

〔下線部は、R4.2.3  
からの変更部分〕

## 臨時休業の判断基準

- 1 この判断基準の適用期間は、愛知県緊急事態措置等の状況下（※）で保健所の業務が逼迫している期間とする。  
※「愛知県まん延防止等重点措置」など、感染者が多く、緊急的な対応が必要な状況を含む。
- 2 学校関係者の「濃厚接触者の候補者」の特定に時間を要するときは、調査のために必要な期間、学校の全部または一部を臨時休業とする。
- 3 その上で、「校内で感染が広がっている可能性が高い場合」は、下記の基準により、学校の全部または一部を臨時休業とする。

### 記

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝日を含めた3日程度を目安。2で要した期間を含む。）

- 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - ① 感染者が3名以上判明した場合
  - ② 感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合
  - ③ その他、設置者が必要と判断した場合

【一部臨時休業（学年閉鎖）】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

## 臨時休業の判断基準 新旧対照表

新 令和4年2月17日変更	旧 令和4年2月3日変更
<p>【一部臨時休業（学級閉鎖）】 （土日祝日を含めた<u>3日程度</u>を目安。 2で要した期間を含む。）</p> <p>○ <u>直近3日間</u>で以下のいずれかの状況に該当し、<u>学級内で感染が広がっている可能性が高い場合</u>、学級閉鎖を実施する。</p> <p>① <u>感染者が3名以上</u>判明した場合</p> <p>② <u>感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上</u>いる場合</p> <p>③ <u>その他、設置者で必要と判断した場合</u></p>	<p>【一部臨時休業（学級閉鎖）】 （土日祝日を含めた<u>5日程度</u>を目安。 2で要した期間を含む。）</p> <p>○ 以下のいずれかの状況に該当し、<u>学級内で感染が広がっている可能性が高い場合</u>、学級閉鎖を実施する。</p> <p>① 感染者が<u>複数</u>判明した場合</p> <p>② 感染者が1名、<u>周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数</u>いる場合</p> <p>③ <u>感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数</u>いる場合</p> <p>④ <u>その他、設置者で必要と判断した場合</u> （※ただし、<u>学校に7日間以上来ていない者の発症は除く。</u>）</p>